

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その2)

被相続人

第11・11の2表の付表2の2(平成21年4月分以降用)

3 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算
 第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(同表の2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。
 ↓ 第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑧特例の適用を受ける取得者の氏名	⑩割合	⑪小規模宅地等の面積
			⑨その宅地等における相続開始の直前の事業		⑫小規模宅地等の価額 (④× $\frac{⑩}{③}$)
被相続人等の事業用宅地等	⑭ 特定事業用宅地等			80	□□□ . □□□□□□□□ m ²
				100	□□□□□□□□ □□□□□□□□ 円
					80
	⑮ 特定同族会社事業用宅地等			80	□□□□□□□□ □□□□□□□□ 円
				100	□□□□□□□□ □□□□□□□□ 円
					80
被相続人等の居住用宅地等	⑯ 上記以外			50	□□□□□□□□ □□□□□□□□ 円
				100	□□□□□□□□ □□□□□□□□ 円
					50
	⑰ 特定居住用宅地等			80	□□□□□□□□ □□□□□□□□ 円
				100	□□□□□□□□ □□□□□□□□ 円
					80
被相続人等の居住用宅地等	⑱ 上記以外			50	□□□□□□□□ □□□□□□□□ 円
				100	□□□□□□□□ □□□□□□□□ 円
					50
			80	□□□□□□□□ □□□□□□□□ 円	
			100	□□□□□□□□ □□□□□□□□ 円	
				50	□□□ . □□□□□□□□ m ²

(注) 1 1棟の建物の敷地の一部が「特定居住用宅地等」の要件に該当する場合には、その建物の敷地のうち「特定事業用宅地等」又は「特定同族会社事業用宅地等」に該当する部分以外の部分を「特定居住用宅地等」欄に記入します。
 2 ⑨欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。
 3 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。